

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(7)

平成30年1月9日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。裁判所におかれては、甲17の入手経過に関する原告池田修一の主張が事実と反すると考えられることについて、十分に留意されたい。

記

1 甲17の入手経過に関する原告池田修一の主張は事実に反する

原告池田修一は、平成29年2月6日付け準備書面(2)4頁(i)において、以下のとおり、主張した。

「平成27年12月28日の本件教室のミーティングに原告も出席してA氏のプレゼンテーションを聴いたことは認め」る。

「A氏は、たしかに、原告に対して、『子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水(以下、これらをあわせて「子宮頸がんワクチン等」という。)をそれぞれ接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取し、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像』として、甲第5号証のスライドに掲載された画像(日本語の説明文字部分及び白線の円を除く)や、当該画像左側の脳の断面写真、スライド右上部分の棒グラフの画像(英語表示部分を含む)を示したが、このほかに、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真はなかった。」

かかる主張は、原告池田修一が、平成29年2月6日時点において(この時点において、原告池田修一とA氏は、本件マウス実験の不正疑惑に関する対応について、同一の代理人(清水勉弁護士及び出口かおり弁護士)を選任し、意思連絡の上一体として行動していた)、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料(甲17)を入手・確認してなされたものであるとしか考えられない。

にもかかわらず、原告池田修一は、平成29年10月31日になってから、「平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料」として甲17を提出している。原告準備書面(6)3頁によれば、A氏の反訳書(乙7の2。平成29年7月12日に裁判所に提出されている)を読んだ後、A氏から初めて甲17を入手したと主張しているが、原告池田修一は平成29年2月6日時点において、甲17を入手していたとしか考えられず、かかる主張は、甲17の入手経過について、事実に反するものと考えられる。

本来であれば、甲17は、平成29年2月6日付け準備書面(2)と同時に提出されるべき証拠である。原告池田修一が甲17の入手経過について、こうした事実と反する主張をしたことは、甲17の提出が、原告池田修一にとって不利益であった(後述するとおり、甲17には、本件マウス実験に関し、甲5以外の画像が存在していたことを示す記載があり、また、甲17は、実際のプログレスミーティングの資料とは異なり、その一部が改変、破棄、消去された可能性がある)ことを示している。

2 本件マウス実験に関する事実経過

被告村中璃子は、平成28年12月26日付け求釈明書(2)により、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料の提出を求めて以来、繰り返し同資料の提出を原告池田修一に求めてきたところ、平成29年10月31日、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料(甲17)がようやく提出されたことに伴い、本件マウス実験に関する事実経緯がより明確になったことから(未だに本件マウス実験にかかる実験ノート、実験データ等の生データが提出されておらず、依然として明らかではない点が多数残っている)、再度、本件マウス実験に関する事実経緯を整理の上、主張する。

(1) 平成26年3月5日初回接種のマウス実験

平成26年3月5日、A氏は、10週齢のNF-kBp50欠損マウスに、子宮頸がんワクチン(サーバリックス)、インフルエンザワクチン(Flu)、B型肝炎ワクチン(HBV vaccine)、生理食塩水(PBS)を接種した¹。

¹ 甲17のスライド31の説明文2行～3行(スライド32にも同じ記載あり)には「Date of 1st shot of Flu, HBV vaccine or PBS as control: March 05, 2014.」との記載があり、当該実験は遅くとも2014年(平成26年)3月5日に開始されている。子宮頸がんワクチン(サーバリックス)を接種したとの記載がないが、同説明文3～5行には、同ワクチンを接種した旨の記載があることか

平成26年5月ころ（初回接種から2ヶ月後）、A氏は、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した。A氏は、初回接種から2ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。この画像は、現時点において、証拠として提出されていない。

平成26年7月ころ（初回接種から4ヶ月後）、A氏は、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した。A氏は、初回接種から4ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。この画像は、現時点において、証拠として提出されていない。

平成27年3月ころ（初回接種から12ヶ月後）、A氏は、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した²。A氏は、初回接種から12ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。甲17のスライド31・32は、この初回接種から12ヶ月後のマウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮ったものである（乙7の2・27頁～28頁）。

平成27年3月ころ（初回接種から12ヶ月後）、各ワクチン等を接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した後、これらのNF-kBp50欠損マウスを殺処分し、NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の病理学的検討が行われている（乙7の2・31頁、114頁）³。この初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種

ら、記載漏れとみられる。

² 甲17のスライド31の説明文3～5行（スライド32にも同じ記載あり）には「2 months, 4 months and 12 months after date of 1st shot of Cervarix vaccine, Flu, HBV vaccine or PBS, the serum were collected from all immunized mice for immunological examinations and pathological studies.」（子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）の各初回接種から2ヶ月後、4ヶ月後、及び、12ヶ月後に、免疫学的検討と病理学的検討を行うため、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスから血清を採取した）との記載がある。

³ 乙7の2・31頁における「(打ったマウスの脳を) 見てないんですか」との被告村中璃子の質問に対し、A氏が「見てるけれども、元々、元々あの、NF-kBのp50のノックアウトマウスって、脳の海馬のところに変性が起きるから。」と回答し、同114頁における「打ったマウスの脳切片からは、どのワクチンからも異常が見られなかったと言えますね。」「そのマウス、自己免疫性のものを

した” NF-kBp50 欠損マウスそのものの脳の画像は、現時点において、証拠として提出されていない。また、この病理学的検討の際に、マウスの脳のほか、マウスの神経もあわせて採取されていたものと考えられる。この初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種した” NF-kBp50 欠損マウスそのものの脳の画像には、自己免疫による脳の異常がみられなかったと考えられるが、原告池田修一はかかる事実を無視して本件成果発表会及びNEWS 23における発言を行ったものとみられる。

(2) 平成26年7月1日以降開始のマウス実験

丙7の動物実験計画承認申請書⁴の「実験方法」によれば、平成26年7月1日以降、A氏は、10週齢のNF-kBp50欠損マウスに、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）を接種し、初回接種から6ヶ月～9ヶ月後にNF-kBp50欠損マウスの血清を採取し、殺処分の上、臓器を摘出している⁵。なお、この動物実験計画承認申請書は、平成28年6月27日付けで研究活動上の不正行為に関する通報がなされ（丙19）、動物実験が終了した後、平成28年7月22日に後付けで作成されていることから、「計画」ではなく、実際に実施した実験内容に沿って作成されたものと強く推認される。

A氏は、初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。この画像は、現時点におい

思わせるような異常は、特に確認してないってことです。」との被告村中璃子の質問に対し、A氏が「元々、この、この、ね、このネズミは脳の疾患があるから。疾患は、疾患の症状は、どのマウスでも、みれ、見られますよ。」と回答している。

⁴ この動物実験計画承認申請書は、平成28年6月27日付けで研究活動上の不正行為に関する通報がなされ（丙19）、動物実験が終了した後、平成28年7月22日に後付けで作成されており、当時医学部長（所属部局長）であった原告池田修一を経て申請されていることから（丙20の第6条）、実際に実施した実験内容について作成されたものと強く推認され、原告池田修一が十分確認していたものである。

⁵ このマウス実験は、A氏のいう「もう一回」（2回目）の実験（乙7の2・125～126頁）をさすとみられる。

て、証拠として提出されていない。

また、A氏は、殺処分したNF-kBp50欠損マウスそのものの脳の病理学的検討を行っている。この初回接種から6ヶ月～9ヶ月後の“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像は、現時点において、証拠として提出されていない。また、この病理学的検討の際に、マウスの脳のほか、マウスの神経もあわせて採取されていたものと考えられる。

(3) プログレスミーティングにおけるA氏の原告池田修一に対する報告

平成27年12月28日、A氏は、原告池田修一に対し、子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン及び生理食塩水をそれぞれ接種したノックアウトマウスから血清を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像を示しながら、約1時間程度、本件マウス実験の結果を報告した(当事者間に争いが無い事実)。このプログレスミーティングには、原告池田修一、塩沢教授、A氏、その他2名を含む少なくとも5名が出席していた(丙13・14)。

甲17のスライド31・32は、平成26年3月5日の初回接種から12ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮ったものである。

甲17のスライド32の棒グラフには、エラーバーや統計検定結果(P値など)の記載がなく、甲17のスライド31・32は、マウス1匹(N=1)の実験結果であった。

平成27年12月28日時点において、甲17のスライド31・32以外に、以下の各画像が存在していたが、これらの画像は、甲17には含まれていない。

- ① 平成26年3月5日の初回接種から2ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像
- ② 平成26年3月5日の初回接種から4ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウス

の血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像

③ 平成26年3月5日の初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像

④ 平成26年7月1日以降の初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像

⑤ 平成26年7月1日以降の初回接種から6ヶ月～9ヶ月後の“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像

(4) 塩沢教授による非公開の班会議での報告

平成28年1月8日、非公開の班会議において、塩沢教授は、「サーバリックスだけに自己抗体 (IgG) 沈着あり」と記載したスライドを用いて、報告を行った (甲6、甲7)。本件マウス実験のマウス海馬に関するスライドとして、甲6の9枚目～14枚目、19枚目がある。

甲6の12枚目のスケジュールには、「2か月 観察」「4ヶ月」「12か月 観察・採血」との記載があるが、甲17のスライド31・32には、初回接種から2ヶ月後、4ヶ月後、12ヶ月後にNF-kBp50欠損マウスの血清を採取したと記載されている (前記脚注2)。

甲6の14枚目 (甲7) は、甲17のスライド31の画像とスライド32の棒グラフが記載された上、「サーバリックスだけに自己抗体 (IgG) 沈着あり」と記載されている。

甲6の19枚目には、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体 (IgG) の沈着が認められた」と記載されている。

班会議には、原告池田修一は出席していたが、A氏は出席していなかった。

(5) 牛田班との合同班会議

原告池田修一は、平成28年2月24日の牛田班との合同班会議 (非公開) にお

いて、甲5は誰からも問題にされなかった、と主張する（原告池田修一準備書面（2）13頁（1））。

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、平成28年2月24日の牛田班との合同班会議（非公開）において、原告池田修一及び塩沢教授が班会議に提示した資料を提出するよう求める。

（6）TBSテレビのNEWS 23の取材における原告池田修一の発言

平成28年3月14日、原告池田修一は、全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS 23の取材において、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」などと発言した（乙1）。

この原告池田修一の発言は、子宮頸がんワクチンを接種したマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着して海馬の機能を障害し、このことによりあたかも子宮頸がんワクチン接種後に患者に生じた障害と子宮頸がんワクチン接種の因果関係が証明されたかのような架空の事実をでっちあげたものである。

また、当該NEWS 23の取材において、原告池田修一は、「サーバリックス 14M-1⁶ マウス●●」と記載された標本を顕微鏡で自ら観察し（乙1の2分45秒以降）、また、「末梢神経病変」とのスライドを示した上で約9ヶ月後に異常

⁶ 被告村中璃子準備書面（6）4頁では「サーバリックス 14AA-1」としたが、「サーバリックス 14M-1」とみられ、サーバリックスを接種して14ヶ月後のマウス1との趣旨と考えられる。

が現れたとしている（乙1の4分23秒以降）。

(7) 本件成果発表会における原告池田修一の発表

平成28年3月16日、メディアにも公開された厚生労働省の本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4のスライドを用いて、本件マウス実験に関する発表を行った。

甲4の30枚目上段のスライドにおいて、「1. ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」とのスライド（甲5）には、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との記載のほか、塩沢教授による非公開の班会議での報告資料（甲6の14枚目）にはない「白丸」を付し、HPVワクチン（サーバリックス）の緑色に光った部分を強調した加工の形跡が明らかに認められ、こうした加工を行ったのは、原告池田修一以外に考えられない。

甲4の30枚目下段のスライド「皮内神経の観察」及び甲4の31枚目上段のスライド「末梢神経病変」とのスライドは、塩沢教授による非公開の班会議での報告資料（甲6）にも甲17にも含まれておらず、原告池田修一自らこれらのスライドを追加したこと、すなわち、原告池田修一自身が本件マウス実験に深く関与していたことが示されている。

甲4の31枚目下段のスライドの「今後の取り組み」には、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着、末梢神経障害あり」と記載されており、塩沢教授による非公開の班会議での報告の「まとめ」スライド（甲6の19枚目）にはなかった「末梢神経障害あり」との記載が追加されている。

本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4の29・30・31枚目のスライドを示しながら、

「最後がですね、こうした病態解析のための動物モデルということなのですが、このNF-kBp50を欠損したマウス、こういうのをノックアウトマウス、ある遺伝子

をつぶしちゃったマウスをノックアウトマウスというんですが、これは自己免疫を起ししやすい個体ということなんですが、このマウスにですね、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、そして単なる生食を打つてみるとですね、だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中枢のところ、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。現在、その抗体の性状を詳しく分析しているところなんです、同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい（鼠径）の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」と発言した（丙37の39分12秒以下）。

この原告池田修一の発表は、子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳画像であるにもかかわらず、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳画像であるとの事実に反する発言をしながら、子宮頸がんワクチンによってワクチンを接種したマウスの脳そのものに障害が発生したという架空の事実をでっちあげた意図的なものである。

（8）TBSテレビのNEWS 23の放送

平成28年3月16日、全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS 23において、甲5のスライドの画像を引用しながら、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」とする原告池田修一の発言が放送された。

(9) 被告村中璃子の取材におけるA氏の供述

平成28年6月3日、A氏は、被告村中璃子の取材において、以下の趣旨の供述をしている。

- ① 「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着した」という事実はないこと（被告村中璃子準備書面（5）第2の2（2）ア）
- ② 「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示している」という事実はないこと（被告村中璃子準備書面（5）第2の2（2）イ）
- ③ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があったこと、スライドはN=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹のみを用いた結果だったこと。にもかかわらず、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと（被告村中璃子準備書面（5）第2の2（2）ウ）

(10) 本件雑誌記事の公表

平成28年6月20日付けで発行された雑誌ウェッジ2016年7月号において、本件雑誌記事が公表された（甲1）。

(11) 本件ウェブ記事の公表

平成28年6月23日、WEDGE Infinityのウェブサイトにおいて、本件ウェブ記事が公表された（甲2）。

(12) 研究活動上の不正行為に関する通報

平成28年6月27日付けで、通報者によりなされた本件マウス実験にかかる不正行為の疑いが信州大学により受理された（丙19・通報された事案に係る調査の結果について（通知））。

(13) 本件マウス実験にかかる動物実験計画の承認申請及び承認

本件各記事の公表後、平成28年7月22日、突如として、A氏により、本件マウス実験にかかる動物実験計画承認申請書が、所属部長の長（当時の医学部長である原告池田修一・丙20の第6条参照）を経て学長に申請された（丙7・動物実験計画承認申請書）。

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、上記動物実験計画承認申請書の内容の妥当性につき、どのように確認したのか、明らかにするよう求める。特に、平成28年7月22日当時、A氏から、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料のほか、本件マウス実験に関する実験ノート、実験データ等の生データの提示を受けたのか否か、明確にされたい。

(14) 予備調査の実施

平成28年6月27日付けでなされた研究活動上の不正行為に関する通報（丙19）により、予備調査が実施された。

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、予備調査において、原告池田修一、塩沢教授及びA氏が、予備調査委員会に対し、いつ、いかなる資料を提出したのか、明らかにするよう求める。

(15) 本調査の実施

平成28年8月3日、本件マウス実験に関し、本調査を実施することが厚生労働大臣に通知された（丙9・本調査の実施について（通知））。

(16) 原告池田修一によるコメントの公表

平成28年8月3日、原告池田修一は、以下の内容のコメント公表した（丙39）。

「そもそも私が、A准教授からスライドを手渡された事実はありません。

平成28年3月16日の厚労省の発表会は、研究班の平成27年度の成果発表会であり、研究代表者と8名の研究分担者の研究成果を、研究代表者である私が一括して発表したものです。この発表に使ったスライドは、平成28年1月8日に研究班員が相互に研究成果を報告し合うために開催された本研究の平成27年度研究報告会において、私や各研究分担者が発表に使ったスライドの抜粋によって構成されています。

本記事で捏造だと指摘されたスライドは、1月8日の報告会において、研究分担者の一人が「Cervarix接種による中枢神経細胞を認識する自己抗体の産生誘導」と題する発表用に作成したスライド中の1枚をそのまま使用したものです。このことを裏付けるために、報告会で提示されたスライドとその保管の経過等を示す資料を予備調査委員会に提出しました。」

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、平成28年1月8日の班会議において、原告池田修一が発表に使ったとされるスライドを提出するよう求める。

(17) 名誉毀損を理由とする記事の削除及び提訴予告をする内容証明の送付

平成28年8月7日、原告池田修一代理人の清水勉弁護士、出口かおり弁護士が、

株式会社ウェッジ宛に、名誉毀損を理由とする記事の削除及び提訴予告をする内容証明を送付した（丙40）。

(18) 本件マウス実験に関する信州大学のコメントの公表

平成28年8月10日、信州大学は、本件マウス実験に関し、ウェブサイトにおいて、コメントを公表した（丙10・信州大学医学部における未承認実験とその対策の実施について）。

(19) 本件訴訟の提起

平成28年8月17日、原告池田修一は、本件訴訟を提起した。

訴状において、原告池田修一は、「原告は、そもそもA氏からスライドを渡されたこと自体がない。」（訴状5頁（2））と主張し、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料には、一切言及しなかった。

(20) 本調査委員会委員の委嘱

平成28年8月23日から8月31日にかけて、信州大学は、大島伸一、前田雅英、宮武伸一、錫村明生、堀田知光の5名に対し、本調査委員会委員を委嘱し、回答がなされた（丙11・調査委員会委員の委嘱について（依頼）及び調査委員会委員の委嘱について（回答））。

当初、本調査委員会委員の任期は、平成28年9月1日～平成29年1月31日とされていた（丙11）。

(21) 本調査委員会委員の指名に対する異議申立て

平成28年9月13日、通報者は、大島伸一、錫村明生、堀田知光、宮武伸一を本調査委員会委員に指名することに対し、異議を申し立てたが（丙12・異議申立書）、当該異議は却下されている。

(22) 第1回本調査委員会の開催

平成28年9月21日、第1回本調査委員会が開催されたところ、予備調査委員会の概要説明が行われ、「予備調査委員会の概要及び本調査委員会設置決定後に回収された3つの報告書等を基に審議が行われた」とされる。本調査において、原告池田修一、塩沢教授、A氏、及び、平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した者に対してヒアリングを行うこと、保存された血清サンプルを用い、再現実験を行うことが確認された（丙13・第1回調査委員会議事要旨）。

上記の「本調査委員会設置決定後に回収された3つの報告書」とは、丙13記載の配布資料N0.7（平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料とされており、甲17と同一と思われる）、No.8（平成28年1月8日の班会議の資料とされており、原告池田修一による発表資料、甲6の塩沢教授の資料が含まれていると思われる）、No.9（甲4の資料の一部と思われる）と考えられる。

このことからすれば、丙13記載の配布資料N0.7、すなわち、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料と原告池田修一が主張するもの（甲17と同一と思われる）は、本調査委員会設置が決定された平成28年8月3日以降に回収されており、平成28年6月27日付けでなされた研究活動上の不正行為に関する通報以降、予備調査委員会が、本件マウス実験にかかわる全画像や平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料が保存されているA氏のパソコンを確保・検証した事実は確認できず、原告池田修一とA氏は、当該資料の内容を改変、破棄、消去する機会を有していたものである。

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、上記「保存された血清サンプル」以外の血清サンプルの採取状況、保存状況につき、予備調査開始後、A氏に対して確認したのか、確認したのであれば、その具体的内容を明らかにするよう求める。また、

原告池田修一は、予備調査開始後、A氏のパソコンのハードディスクの内容が改変、破棄、消去された形跡がないか確認したのか、確認したのであれば、その具体的内容を明らかにするよう求める。

(23) 第2回本調査委員会の開催

平成28年9月28日10:45～15:00、第2回本調査委員会が開催され、原告池田修一、塩沢教授、A氏、及び、平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した2名の合計5名に対するヒアリングが行われ、ヒアリング終了後、意見交換が行われた。

当該委員会においては、神経免疫学に関する専門家の錫村明生氏が欠席しており、昼食休憩と意見交換の時間を考慮すると、5名に対するヒアリングの時間は、それぞれ数十分～せいぜい1時間程度の短時間であり、言い分を聞くだけの形式的なものであったと推認される（丙14・第2回調査委員会議事要旨）。

(24) 再現実験の実施

平成28年10月3日から5日にかけて、本件マウス実験に関し、再現実験（以下「本件再現実験」という。）が実施されたが、原告池田修一が甲4及び甲5で発表した本件マウス実験の結果を再現することはできなかった（丙15・マウス血清再現実験実施工程及び実験結果）。

本件再現実験においては、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）及びリン酸緩衝生理食塩水（コントロール・PBS）を接種後、9ヶ月及び22ヶ月飼育後に採取したとされる血清6検体を使用されている。

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、本件再現実験において、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）及びリン酸緩衝生理食塩水（コントロール・PBS）を接

種後、9ヶ月及び22ヶ月飼育後に採取したとされる血清6検体のみが使用されている理由（なぜ、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチンを接種したマウスの血清が使用されていないのか）、平成26年3月5日初回接種のマウス実験における初回接種から2ヶ月後、4ヶ月後、12ヶ月後の子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水の血清が使用されていない理由を明らかにするよう求める。

(25) 第3回本調査委員会の開催

平成28年10月11日、第3回本調査委員会が開催され、本件再現実験の結果について説明があり、意見交換が行われた（丙16・第3回調査委員会議事要旨）。

(26) 原告訴訟代理人清水勉弁護士がA氏の代理人として通知書を送付

平成28年10月14日、学校法人国際医療福祉大学（以下「国際医療福祉大学」という。）から「契約を打ち切る」と伝えられたA氏が、清水勉弁護士を代理人として、国際医療福祉大学宛に通知書を送付した（丙32）。

(27) 第4回本調査委員会の開催

平成28年10月20日～28日にかけて、第4回本調査委員会（書面審議）が開催され、調査報告書（案）につき、書面審議により意見等の集約が行われ、素案が決定された（丙17・第4回調査委員会（書面審議）議事要旨）。

(28) 第5回本調査委員会の開催

平成28年11月1日、第5回本調査委員会が開催され、調査報告書（案）に関し、意見交換と改訂が行われ、調査報告書の最終版が確定された（丙18・第5回調査委員会議事要旨）。

(29) A氏による内容証明送付

平成28年11月7日、A氏の代理人として、清水勉弁護士及び出口かおり弁護士が、国際医療福祉大学宛に、内容証明郵便を送付した（丙32）。

(30) A氏による委任状作成

平成28年11月12日、A氏は、清水勉弁護士及び出口かおり弁護士を訴訟代理人、被告を国際医療福祉大学とする訴訟委任状を作成した（丙32）。

(31) 本調査委員会の結果の公表

平成28年11月15日、本調査委員会の結果が記者会見により公表された（丙2）。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、A教授（塩沢丹里教授）とともに、本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとるよう求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」1行～6行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにするよう求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」15行～16行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、科学的な証明に耐えうる数のNF- κ -Bp50欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表を求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」末尾から2行～最終行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる検証実験は実施されていない。

上記記者会見において、信州大学学長が、原告池田修一、塩沢教授及びA氏に対し、国立大学法人信州大学職員就業規則（丙22）46条に基づき、嚴重注意を行ったことが発表された。

(32) 厚生労働省の見解の公表

平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の見解を公表した（丙1）。

(33) A氏による訴訟提起

平成28年12月12日、A氏は、清水勉弁護士及び出口かおり弁護士を訴訟代理人、被告を国際医療福祉大学とする地位確認等請求訴訟を提起した（丙32）。

(34) 被告村中璃子の求釈明書（2）の提出

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、平成28年12月26日付け求釈明書（2）により、本件マウス実験のデータや平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料の提出を求めた。

(35) 原告池田修一の準備書面（2）の提出

原告池田修一は、平成29年2月6日付け準備書面（2）4頁（i）において、以下のとおり、主張した。

「平成27年12月28日の本件教室のミーティングに原告も出席してA氏のプレゼンテーションを聴いたことは認め」る。

「A氏は、たしかに、原告に対して、『子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水（以下、これらをあわせて「子宮頸がんワクチン等」という。）をそれぞれ接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取し、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像』として、甲第5号証のスライドに掲載された画像（日本語の説明文字部分及び白線の円を除く）や、当該画像左側の脳の断面写真、スライド右上部分の棒グラフの画像（英語表示部分を含む）を示したが、このほかに、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真はなかった。」

かかる主張は、原告池田修一が、平成29年2月6日時点において、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料（甲17）を入手・確認してなされたものであるとしか考えられない。

また、原告池田修一は、平成29年2月6日付け準備書面（2）5頁（6）において、「本件実験及び本件実験結果はA氏が行っており、原告は結果をA氏から聞いた程度であって、実験には全く関与していない」と主張する。しかしながら、甲4の30・31枚目の「皮内神経の観察」「末梢神経病変」とのスライドは塩沢教授の班会議の資料（甲6）にも甲17にも含まれておらず、A氏が本件マウス実験においてマウスから採取した神経標本を原告池田修一がスライドにしたものとしか考えられない。NEWS23でも、「サーバリックス 14M-1 マウス●●」と記載された標本を顕微鏡で原告池田修一自ら観察し（乙1の2分45秒以降）、また、原告池田修一自ら「末梢神経病変」とのスライドを示した上で約9ヶ月後に異常が現れたと発言しており（乙1の4分23秒以降）、また、本件成果発表会においても、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との記載のほか、子宮頸がんワクチン（HPV）の緑色に光った部分に自らわざわざ「白丸」を付けた

スライドを用い（甲4の30枚目、甲5）、「だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳^の海馬と呼ばれている記憶の中核のところ、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。（中略）同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい（鼠径）の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」と発言していることからして、原告池田修一自身が本件マウス実験に深く関与していたとしか考えられない。

【求釈明事項】

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、「平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料」とされる甲17をいつA氏から入手したのか、明らかにするよう求める。

(36) A氏の取材反訳の提出

平成29年7月12日、被告ウェッジ・大江は、A氏の取材反訳を提出した（乙7）。

(37) 原告訴訟代理人がA氏に連絡

原告訴訟代理人らは、A氏の反訳書（乙7の2）を読んだ後、プログレスミーティングの資料を入手する必要があると考えたが、原告池田修一は持っていなかったので、原告訴訟代理人らはA氏に連絡をとったとのことである（原告準備書面（6）・3頁4項）。

(38) 平成29年9月27日の進行協議期日における原告訴訟代理人の陳述

原告訴訟代理人は、平成29年9月27日の進行協議期日において、「平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料」を含む平成29年9月27日付け文書送付嘱託申立書記載の文書を一切保有していない旨陳述した。

(39) 甲17の提出

平成29年10月31日、原告訴訟代理人らは、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料（甲17）をようやく提出した。

3 本件マウス実験の実験ノート、実験データ等の生データの開示について

上記1及び2で述べたとおり、甲17及び本件マウス実験に関し、原告池田修一は、本件訴訟において、事実と反する主張を行っていると考えられる。

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、前提となる事実整理のため、（必要に応じ、原告訴訟代理人清水勉弁護士及び出口かおり弁護士が別件で訴訟代理人を務めるA氏に確認、資料を入手の上）、上記2記載の事実経緯に関する認否を行い、求積明事項に対する回答を行うよう、強く求める。

原告池田修一は、A氏から甲17を入手していることから明らかなように、本件マウス実験を含む本件研究の研究代表者として、A氏から本件マウス実験に関する実験ノート、実験データ等の生データを入手できる地位にある。

これまで、原告池田修一は、被告らが立証責任を負うことを唯一の理由に、甲17以外のあらゆる資料の提出を拒否してきた。

しかしながら、平成28年6月27日付けでなされた研究活動上の不正行為に関する通報（丙19）の通報者が指摘したように（丙38・10～12頁）、日本学術振興会「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-」という研究倫理のガイドラインによれば、

「好ましくない研究行為」として、

- ・ 研究試料・研究データの提供拒絶
- ・ 研究成果の不誠実な発表（特にメディアに対して）

があげられている（丙41・54頁）。

原告池田修一が本件マウス実験の実験ノート、実験データ等の生データを未だに開示せず、また、本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとるよう信州大学から求められているにもかかわらず、これを黙殺していることは、研究者としての研究倫理に明らかに違反するものである。

さらに、本件訴訟に関しては、訴訟記録の一部が「守れる命を守る会」のウェブサイト（<https://www.mamoreruinochi.com/>）で公開され、世界中からアクセスできるようになっている。被告村中璃子は、平成29年11月30日に、科学誌「ネイチャー」等が主催するジョン・マドックス賞を受賞していることから（丙33～36）、上記訴訟記録の相当部分が翻訳され、同賞の審査の資料になっていると考えられる。本件訴訟の帰趨は、全世界の医薬に関わる政策決定者、医療関係者、科学者、ジャーナリスト等から注目されており、この観点からも、必要十分な証拠に基づいて審理が尽くされる必要がある。

よって、被告村中璃子は、原告池田修一に対し、本件マウス実験の実験ノート、実験データ等の生データを（必要に応じ、原告訴訟代理人清水勉弁護士及び出口かおり弁護士が別件で訴訟代理人を務めるA氏に確認、資料を入手の上）直ちに開示するよう、強く求める。

以 上